20 内閣府（特区第10次　最終回答）

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置（事項名）	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
200010	手数料に関する利用料金制類似制度の創設		公共サービス改革法第34条に基づく地方公共団体の窓口業務に係る特例には、手数料に関する規定は設けられていない。	手数料について利用料金制に類似した制度を創設することにより、適当と認められる場合にあっては、条例で定めたうえ、官民競争入札等において民間企業等が落札した場合など、民間企業等への委託等において、受託者が取扱う業務に係る手数料を受託者の収入とすることができることとする。 また、手数料の金額は、原則として条例で定めることとしつつ、条例で積算方法や上下限等を定め、届出や協議を経て受託者が変更できることとする。	適当と認められる手数料について、官民競争入札等において民間企業等が落札した場合など、民間企業等への委託等において、利用料金制に類似した制度を適用する。政策上、全国的に統一して定めることが特に必要と認められ、政令で定める金額を標準とすることとされている手数料については、制度の対象外とすることも可能だが、条例において対象としない、又は政令で定める金額の手数料を標準とすることを条例で定めることにより対応することも可能である。 具体的なケースとしては、窓口業務を包括的に委ねた場合における諸証明手数料や福祉分野などにおける役務の提供に係る手数料などへの適用が考えられる。	利用料金制には、次のメリットがあるところ。 ①利用料金が受託者の収入となるため、サービスの向上による収入増が期待でき、民間ノウハウを引き出すインセンティブとなる。 ②利用料金を受託者が設定することができ、料金の変更（値上げ、値下げ）が柔軟に行える（設定にあたっては、自治体の承認等が必要であり、公共サービスとしての適正さは担保される）。 これらの効果は、公の業務の民間開放全般に期待できることであり、制度の拡充が望ましい。また、この制度の拡充により、官民競争入札等への民間の参入意欲が高まることも期待できる。 一方、利用料金制が採用できないことにより、官民競争入札にあたり、官はサービスの向上による収入増が期待できるが、民には期待できない、また、官のみが料金の変更の変更権限を独占的に保有するなど、競争における官民の非対称性が一律に存在することとなっている。	E		自治体の官民競争入札又は民間競争入札については、それを自治体が行うに当たって法令の特例が必要な場合は、特定の地域に限らず、公共サービス改革法に基づき、民間事業者、地方公共団体から意見を聴取し、自治体の取組みを可能とする環境整備（法令の改廃等の措置を含む）を公共サービス改革基本方針に位置づけ、同基本方針に沿って法令の特例措置を講ずることとしております。 公共サービス改革基本方針は、対象となる公共サービスの具体的な内容等に応じて検討し、関係省庁との協議等を通じて、閣議決定として定められるものです。 一方、法令の特例を講ずる必要のない業務については、地方自治法等に基づき、条例等に手続を規定することにより、官民競争入札等の実施が可能です。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	公でなければ取り扱えない規制のない事務については、当該規制の特例を設けなくても、官民等競争入札に付することは可能であるが、このような場合にあっても、利用料金制に類似した制度を条例等により設けることはできないと認識している。 官民等競争入札を含む民間開放の推進のため、自治体の取組みを推進するための環境整備として、関係省庁との協議を行っていただきたく、お願い申し上げる。	E	－	公共サービス改革法等に従って適切に検討していきたいと考えております。			E	－		1029140	多治見市	総務省 内閣府
200020	地方公共団体の自主市場化テストにおける特例措置特区		競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）第25条に規定する秘密保持義務やみなし公務員規定は、同法に定める手続を経て民間事業者に委託された国又は地方公共団体の事務又は事業に従事する者に適用されるもの、すなわち、同法に基づき事務又は事業の実施を民間事業者に委託した結果として、適用関係が生ずる構造となっている。	地方公共団体が、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）による法令の特例を適用しない任意の市場化テストを行った場合でも、公共サービス改革法の手続きに則った場合は、受託民間事業者に対するみなし公務員規定を適用することを可能とする。	地方公共団体の公共サービスのうち、法の規制がない業務を民間事業者に委託する場合でも、公共サービス改革法で担保されるレベルのみなし公務員規定の適用が望ましい業務が多数ある。地方自治法第14条第3項による量刑と、公共サービス改革法第25条第2項の量刑は異なっているため、事業者の安定的な公務執行の担保が十分でなく、地方における民間参入の阻害要因となる。地方においても、公共サービス改革法で担保されるレベルのみなし公務員規定を適用したい事業については、公共サービス改革法に沿った入札手続をとることを条件として、適用可能とできるよう求める。	地方公共団体において、現行法において入札が実施可能な事業についても、それを公務員が行う場合と、民間事業者が行った場合とでは、適用される量刑が異なってくる。同じ公共サービスであるにもかかわらず、提供主体によって規制及び保護範囲が異なるのは市民にとっても不安であり分かりづらい。より一層の民間参入促進と同時に、事業者の安定的な公務執行を確保するため、公共サービス改革法に則った手続きを採った場合に限り受託民間事業者に公共サービス改革法上のみなし公務員規定が適用されるよう、検討されたい。	E		「制度の現状」で述べたとおり、公共サービス改革法の秘密保持義務やみなし公務員規定が、公共サービス改革法に基づき事務又は事業の実施を民間事業者に委託した結果として適用関係が生ずる構造となっている以上、公共サービス改革法に基づかずに民間委託された地方公共団体の事務又は事業の実施に従事する者にまで公共サービス改革法の秘密保持義務やみなし公務員規定を適用する仕組みとすることはできない。 本件提案にいう「公共サービス改革法に沿った手続」がどのようなものか、必ずしも明らかではないが、仮に、地方公共団体が公共サービス改革法で定める手続と同様の入札手続を経て事務又は事業を民間委託したとしても、当該手続自体に公共サービス改革法が適用されていない以上、公共サービス改革法において提案の趣旨を実現することはできない。			E	－				E	－		1029150	多治見市	総務省 法務省 内閣府
200030	公共サービス安心開放特区		競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）第25条に規定する秘密保持義務やみなし公務員規定は、同法に定める手続を経て民間事業者に委託された国又は地方公共団体の事務又は事業に従事する者に適用されるもの、すなわち、同法に基づき事務又は事業の実施を民間事業者に委託した結果として、適用関係が生ずる構造となっている。	草加市が条例で定める事業の受託事業者及び指定管理者については、それぞれの契約や協定に基づいて従事する業務の範囲においてその執行を公務とみなし、また、職務上知り得た秘密の漏洩及び贈収賄等の罰則の適用について公務員とみなすものとする。	草加市が条例で定める事業の受託事業者及び指定管理者については、それぞれの契約や協定に基づいて従事する業務の範囲においてその執行を公務とみなし、また、職務上知り得た秘密の漏洩及び贈収賄等の罰則の適用について公務員とみなすものとする。	本市では、業務委託や指定管理者を通じて多くの公共業務の担い手を民間に開放しているが、現制度下では、これらの事業者と市の関係は従前からの受託者と委託者の枠を超えるものではなく、公共業務を担う協働のパートナーとしての責任分担が明確ではない。また市民にとって、公共業務に民間人が携わることは、中立性や守秘義務に不安を伴いがちである。ところで、公共サービス改革法のみなし公務員規定は事業者への統制と保護という2つの側面を有し、両者が相俟って公務の中立性・公正性や円滑確実な業務運営を担保する。しかし同法に基づかない委託や指定管理者には、この規定を適用できず、市条例で同様の規定を定めることも困難と考える。そこで、市が条例により定める業務に従事する民間事業者及び従業員については、従事する業務の範囲においてその執行を公務とみなし、適正な業務の遂行と責任の明確化を図りたい。	E		「制度の現状」で述べたとおり、公共サービス改革法の秘密保持義務やみなし公務員規定が、公共サービス改革法に基づき事務又は事業の実施を民間事業者に委託した結果として適用関係が生ずる構造となっている以上、公共サービス改革法に基づかずに民間委託された地方公共団体の事務又は事業の実施に従事する者にまで公共サービス改革法の秘密保持義務やみなし公務員規定を適用する仕組みとすることはできない。 なお、条例において、みなし公務員規定を設けることの可否は、地方自治法の問題であり、内閣府の所管する公共サービス改革法において提案の趣旨を実現することはできない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	見なし公務員規定が適用できずとも公務執行妨害罪に対する業務妨害罪等、他の刑罰によって各代替可能な点も少なくはないが、賄賂罪は主体を公務員に限定した上、罪質が類似した他の刑罰が存在しないため、自治体が民間に委託等を行った公共事務の公正さを担保する法の空白が存在している。そもそも公共サービス改革法において国の場合は「その内容・性質上国自らが実施する必要がない業務」を対象としているのに対し、地方については限定列挙された「特定公共サービス」のみとされ「自治体が自ら実施する必要がないと判断する事業」が対象から漏れている点が問題なのであり、本市が条例で定める業務を市場化テスト法の対象としていただきたい。	E	－	地方公共団体が、その事務又は事業のうち公共サービス改革法第5章第2節に定める法令の特例を適用する必要のないものの実施を、官民競争入札等によって民間事業者に委託すること自体は、公共サービス改革法によらずとも、条例等で必要な手続等を定めて行うことが既に可能であるところ、仮に、地方公共団体の事務又は事業のうち法令の特例を要しないものにまで公共サービス改革法の適用範囲を拡大した場合には、官民競争入札等を実施しようとする地方公共団体に対し、公共サービス改革法に基づく審議会その他の合議制の機関の設置や実施方針の策定等の厳格な手続を新たに義務付けることとなるため、地方自治の本旨に照らせば、公共サービス改革法の適用範囲を拡大することによって提案の趣旨を実現することはできない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	公共サービス改革法が対象となる特定公共サービスに地方の事務を限定列挙し、厳格な諸手続を定めている現状は、同法そのものが、自治体への新たな義務を賦課する性格を持つものと考える。だからこそ、同法を「自治体の条例により適用可能」としていただければ、貴府のご懸念は解消されると思慮する。自治体とは主権者（住民）に選挙された首長・議員から構成される地方政府・地方議会であり、そこで制定された条例で「自ら実施する必要がない事業は何か」「同法の対象とすべき事業は何か」を自己責任で決定可能とすることこそ、地方自治の本旨に符合するのではないか。是非とも、本市が条例で定める業務を同法の対象としていただきたい。	E	－	公共サービス改革法は、地方公共団体の事務又は事業については、法令の特例を適用する必要があるもののみを適用対象としているが、これは、法令の特例を適用する必要のない地方公共団体の事務又は事業の実施を官民競争入札等によって民間事業者に委託することが、同法によらずとも、条例等で必要な手続等を定めて行うことが既に可能であるからである。 すなわち、公共サービス改革法は、地方公共団体の事務又は事業のうち、同法に定める特定公共サービス以外のものについて、他の法令に抵触しない範囲内で、地方公共団体の判断で官民競争入札等を行うことについて何ら制約するものではない。 したがって、再意見の前提をなしている、同法の適用対象となる地方公共団体の事務又は事業を特定公共サービスに限定していること等が地方公共団体に新たな義務を賦課する性格を持つとの指摘は当たらない。 なお付言すれば、法令の特例を適用する必要のない地方公共団体の事務又は事業にまで同法の適用対象を拡大すれば、官民競争入札等を実施しようとする地方公共団体に対し、公共サービス改革法に基づく審議会その他の合議制の機関の設置や実施方針の策定等の厳格な手続を新たに義務付けることとなるため、提案の趣旨を実現することはできない。	1082010	草加市	総務省 法務省 内閣府
200040	国外の地方公共団体等との防災気象情報共有体制の構築 （国際防災協力特区）	災害対策基本法第8条第2項	―	地域防災計画に、国外の地方公共団体等からの防災気象情報を収集することを規定し、充実した防災体制を構築する。また、国外の地方公共団体等からの情報収集を円滑に進めるため、与那国町で収集した防災気象情報を伝達することを併せて規定する。	姉妹都市協定に基づき、与那国町と台湾・花蓮市防災当局等の間で国際防災協力に関する取り決めを締結し、東シナ海で発生する可能性がある地震や津波その他の大規模災害に対処するため、地域住民のための防災や災害支援の協力を推進する。その一環として、花蓮市から地震、津波などの公開データ等の情報提供を受けるとともに、当町から花蓮市に提供する。また、災害対策基本法に基づいた電気通信事業法等の通信網をこの場合でも優先的に活用できるようにする。	インド洋大津波は、大規模災害には国境は無く、災害対策には近隣地域の協力が必要不可欠であるという教訓を改めてもたらした。 与那国町は、日本の最西端に位置し、那覇から509km離れているが、台湾とは111kmの距離にある。このため、国内での確実かつ迅速な体制整備は当然であるが、近隣の地域とも十分な協力体制を構築しておくことは、有意義・効果的であり、平常時の防災体制の強化と災害時の迅速な対応等が可能となり得る。与那国島に国際防災協力特区を設置し、姉妹都市である台湾・花蓮市等との間で国際的協力を行うことにより、住民の生命・財産の安全確保等に大きく寄与することが期待できる。	E	―	災害対策基本法において、国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に、気象観測網の充実、防災上必要な情報交換についての国際的協力に関する事項の実施に努めなければならないとされている。（第8条第2項第8号及び第9号） 従って、同法において国外の地方公共団体等からの防災気象情報の収集、また収集した防災気象情報の伝達に関する規制はない。	災害対策基本法の規制が無いならば、当該提案は現行法下で実現可能という理解でよいか。右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	別様あり。意見書の全文は補足資料をお読み願います。 以下質問等概略。 ①災害対策基本法に基づく国際的防災協力に関する事項実施のための国外地方公共団体との観測情報共有や防災支援相互受入れなどについての事前合意、文書による取り決め（協定等）について。 ②災害対策基本法に基づく公式気象データ等の国外地方公共団体ないし防災当局への提供について。 ③「国境地域」に対する認識・取り組みについて。	D	―	1次回答のとおり、災害対策基本法においては、国外の地方公共団体等からの防災気象情報の収集、収集した防災気象情報の伝達に関する規制はない。このため、同法第8条第2項第8号及び第9号に基づき協定の締結等を行うことは何ら支障ない（ただし、同法第8条第2項第12号における「地方公共団体」とは、国内の団体を指すため、国外の団体との協定を同号に基づく協定とみなすことはできない。）。 また、個別のデータの取扱いについては、所管省庁とご相談いただきたい。 我が国は、その自然的条件から、地震、台風などによる災害が発生しやすい国土である。全ての地域において、災害から国民の生命、身体、財産を守ることは国政の重要課題の一つであり、今後とも災害対策に万全を期してまいりたい。		本提案では、姉妹都市関係にある台湾花蓮市等との間で国際防災協力に関する取り決めを締結し、東シナ海で発生可能性のある大規模災害に対処するための防災・災害支援等の協力を推進することとし、その一環として防災気象情報の公開データ等の相互提供と情報共有を図るものとした。 これについて、「災害対策基本法においては、国外の地方公共団体等からの防災気象情報の収集、収集した防災気象情報の伝達に関する規制はない。このため、同法第8条第2項第8号及び第9号に基づき協定の締結等を行うことは何ら支障ない。」との御回答を頂き、現行規定で対応が可能な旨を確認できたことは、有意義かつ有益なものと認識する。よって、本町としては、防災データの授受等について関係省庁との調整等を行いつつ、地域間の新たな国際防災協力として推進を図っていく所存である。	D	－		1113010	与那国町	総務省 内閣府
200050	海外支援物資の迅速な受け入れ体制の構築 （国際防災協力特区）	災害対策基本法第8条第2項	―	台湾・花蓮市等との取り決めにより輸送されることとなる海外支援物資等を受け入れるため、 税関、検疫及び入国管理といった関係各機関との事前協議に基づき、円滑に受け入れられるようにする。	与那国町と台湾・花蓮市防災当局等の間で防災及び災害支援の協力に関する取り決めを締結し、迅速かつ的確な災害支援体制を整備することが重要である。しかし、海外から支援物資（緊急支援物資、備蓄物資等）の受け入れには、様々な手続きが必要であり、政府機関の人員が常駐していないことから、関係機関と事前協議により対処できるようにする。また、地域防災計画に基づき、平時から防災研修、受け入れ訓練を行う。	インド洋大津波は、大規模災害には国境は無く、災害対策には近隣地域の協力が必要不可欠であるという教訓を改めてもたらした。 与那国町は、日本の最西端に位置し、那覇から509km離れているが、台湾とは111kmの距離にある。このため、国内での確実かつ迅速な体制整備は当然であるが、近隣の地域とも十分な協力体制を構築しておくことは、有意義・効果的であり、平常時の防災体制の強化と災害時の迅速な対応等が可能となり得る。与那国島に国際防災協力特区を設置し、姉妹都市である台湾・花蓮市等との間で国際的協力を行うことにより、住民の生命・財産の安全確保等に大きく寄与することが期待できる。	E	―	災害対策基本法において、国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に、海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項の実施に努めなければならないとされている。（第8条第2項第15号） 従って、災害対策基本法において海外からの防災に関する支援の受け入れに関する規制はない。	災害対策基本法の規制が無いならば、当該提案は現行法下で実現可能という理解でよいか。右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	別様あり。意見書の全文は補足資料をお読み願います。 以下質問等概略。 ①海外支援物資の迅速な受入れに関して。現地で意思決定ができるか、島内の空港・港で直接・円滑・速やかに受け入れられるか等の現実の課題に鑑み、地方公共団体の長である与那国町長が防災支援の受入れに係る判断を行うこと等について。 ②国境・孤立型離島等の特異な環境、緊急災害時における国際防災協力の必要性等をふまえた、協定等を結んだ国外地方公共団体からの支援受入れに必要な措置について。（町と関係省庁との事前調整，国際防災協力特区としての検討要請等） ③「国境地域」に対する認識・取り組みについて。	D	―	災害対策基本法第8条第2項第15号においては、国及び地方公共団体の努力義務として、「海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項」を定めているが、その具体的手法について、特段の規制を設けているものではない。 協定等を結んだ国外地方公共団体からの円滑・迅速な支援物資の受入れの実現については、これに必要となる諸制度の運用について所管省庁と十分な事前調整を行っていただきたい。 なお、外交ルートを通じて支援の申し入れがあった場合には、国の非常災害対策本部等が地方公共団体のニーズ等を踏まえつつ支援の受入れを決定し、関係省庁が連携して円滑かつ迅速な対応を図ることとなる。 我が国は、その自然的条件から、地震、台風などによる災害が発生しやすい国土である。全ての地域において、災害から国民の生命、身体、財産を守ることは国政の重要課題の一つであり、今後とも災害対策に万全を期してまいりたい。		先の意見書では、災害対策基本法に基づく海外からの防災関連支援の受入れに関わる判断を、①現地（与那国町）で意思決定できるか、②島内の空港・港で直接かつ円滑・速やかに受け入れられるかを念頭に、地方公共団体の長である与那国町長がかかる判断を行うことについて、その可否、規制の有無等を確認した。これについて、「災害対策基本法第8条第2項第15号においては、国及び地方公共団体の努力義務として、海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項を定めているが、その具体的手法について、特段の規制を設けているものではない。」との回答を得たことは有意義かつ有益なものと認識する。 また、本町としては、「協定等を結んだ国外地方公共団体からの円滑・迅速な支援物資の受入れの実現については、これに必要となる諸制度の運用について所管省庁と十分な事前調整を行っていただきたい。」との御見解をふまえ、今後、貴府を含む関係府省と事前の協議調整を行い、その成果を国際防災協力のモデルとして結実させたい。	D	－		1113020	与那国町	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府